

# 令和2年第2回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

# 目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 49 号 議 案	知事等の期末手当の特例に関する条例	1
定 県 第 50 号 議 案	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例	3
定 県 第 51 号 議 案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	5

## 知事等の期末手当の特例に関する条例

(知事及び副知事の期末手当の特例)

第1条 知事に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の20に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

2 副知事に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与等に関する条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(教育長の期末手当の特例)

第2条 教育長に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(常勤の監査委員の期末手当の特例)

第3条 常勤の監査委員に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(公営企業管理者の期末手当の特例)

第4条 公営企業管理者に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(特別職の秘書の期末手当の特例)

第5条 特別職の秘書に係る令和2年6月及び同年12月の期末手当の額は、特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 知事等の期末手当の特例に関する条例（平成25年神奈川県条例第83号）は、廃止する。

令和2年5月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

知事等の期末手当について、特例措置を講じたいので提案するものであります。

## 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に 関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(期末手当に関する特例)

56 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤勉手当に関する特例)

57 令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第16条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(期末手当に関する特例)

55 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(勤勉手当に関する特例)

56 令和2年6月及び同年12月に支給する勤勉手当(管理職手当を受けるべき職を占める職員に支給するものに限る。)の額は、第20条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第9項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(期末手当に関する特例)」を付し、附則に次の1項を加える。

10 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当(第1号任期付研究員に支給するものに限る。)

の額は、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第10項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（期末手当に関する特例）」を付し、附則に次の1項を加える。

11 令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の額は、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により読み替えて適用する給与条例第15条第2項及び第8条第2項の規定により読み替えて適用する学校職員給与条例第19条第2項の規定により定められる額からその100分の8に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

管理職手当受給者の期末手当等について減額措置を講じることに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を 改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（神奈川県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（警察業務手当の特例）」を付し、同項を附則第5項とし、附則第2項の次に次の見出し及び2項を加える。

（感染症等接触手当の特例）

- 3 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下この項において同じ。）の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。
- 4 前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月5日から適用する。
- 2 改正後の附則第3項及び第4項の規定を適用する場合には、職員の特殊勤務手当に関する条例第10条の規定に基づいて支給された感染症等接触手当（改正後の附則第3項の感染症等接触手当を支給すべき業務に係るものに限る。）は、同項及び改正後の附則第4項の規定による感染症等接触手当の内払とみなす。

令和2年5月15日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に対処するための業務に従事した場合における感染症等接触手当の特例に関し、所要の改正をしたいので提案するものであります。